

諮問日：平成29年6月7日（平成29年度（情）諮問第7号）

答申日：平成29年10月2日（平成29年度（情）答申第13号）

件名：津地方裁判所における特定の職員の懲戒処分説明書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

津地方裁判所に在籍するとされる職員の懲戒処分説明書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、津地方裁判所長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、津地方裁判所長が平成29年2月1日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

原判断は、裁量を乱用したものである。本件開示申出文書に係る職員は、平成28年度に品位を辱める行状があり、懲戒処分を受けている。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書は、特定の職員の懲戒処分説明書であるところ、当該文書の存否を明らかにすると、当該職員の懲戒処分の有無という個人に関する情報が公になり、この情報は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する不開示情報に相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年6月7日 諮問の受理

- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年8月4日 審議
- ④ 同年9月29日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出文書は、職員の氏名を特定した上でされた当該職員に係る懲戒処分の説明書であるから、当該文書の存否を明らかにすると、特定の職員の懲戒処分の有無という個人に関する情報が公になる。そして、当該情報が法5条1号に規定する不開示情報に相当するものであることは明らかであり、同号ただし書イからハマまでに相当する事情は認められない。

したがって、本件開示申出文書が存在しているか否かを明らかにするだけで、法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになるので、取扱要綱記第5の定めにより、本件開示申出文書の存否を明らかにしないで不開示とすべきものと認められる。

2 以上のとおりであるから、原判断については、本件開示申出文書が存在しているか否かを明らかにするだけで、法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人